

原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○原子力発電工作物の保安に関する命令 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	【第一条関係】	1
○原子力発電工作物の保安に関する命令 (平成二十四年経済産業省令第六十九号)	【第二条関係】	3
○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則 (平成二十四年経済産業省令第七十一号)	【第三条関係】	7

改正			現行		
		<p>（工事計画の事前届出）</p> <p>第十三条 法第四十八条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に依じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）</p> <p>二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第三の上欄に掲げる工事の種類に依じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（別表第一の中欄若しくは下欄に掲げるもの、及び事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）</p> <p>2 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事又は別表第三の下欄に掲げる工事を伴う変更以外の変更とする。</p> <p>（溶接事業者検査）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>別表第四（第十四条関係）</p> <p>電気工作物の種類</p> <p>記載すべき事項</p> <p>設備別記載事項（</p> <p>一般記</p> <p>添付書類（届出に係る工事</p>	<p>（工事計画の事前届出）</p> <p>第十三条 法第四十八条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 事業用電気工作物の変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に依じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）</p> <p>二 事業用電気工作物の変更の工事であつて、別表第三の上欄に掲げる工事の種類に依じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（別表第一の中欄若しくは下欄に掲げるもの、及び事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）</p> <p>2 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事又は別表第三の下欄に掲げる工事を伴う変更以外の変更とする。</p> <p>（溶接安全管理検査）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>別表第四（第十四条関係）</p> <p>電気工作物の種類</p> <p>記載すべき事項</p> <p>設備別記載事項（</p> <p>一般記</p> <p>添付書類（届出に係る工事</p>		

(七)	(略)	(六) 騒音発 生施設	一 環境関連 (二) (五) (略)	載事項 (略)
(略)	2 (略)	1 空気圧縮機、 送風機、通風機 、破碎機、粉碎 機又は摩砕機の 種類、容量及び 個数	(略)	届出に係る工事の 内容に係るもの に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	の内容に係るもの に限る。

(七)	(略)	(六) 騒音発 生施設	一 環境関連 (二) (五) (略)	載事項 (略)
(略)	2 (略)	1 送風機、通風 機、空気圧縮機 、破碎機、粉碎 機又は摩砕機の 種類、容量及び 個数	(略)	届出に係る工事の 内容に係るもの に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	の内容に係るもの に限る。

○原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）【第二条関連】（傍線部分は改正部分）

改正		現行	
一 発電所 (略)	(略)	一 発電所 (略)	(略)
電気の工作物の種類	記載すべき事項 一般記載事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関するものに限る。）	電気の工作物の種類	記載すべき事項 一般記載事項 設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関するものに限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、発電事業の用に供されるものに限る。） 特定対象事業に係るものにあつては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図 特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に</p>		<p>送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、発電事業の用に供されるものに限る。） 特定対象事業に係るものにあつては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図 特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に</p>	

係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書
大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書

大気汚染防止法第二条第十三項の水銀排出施設を設置する場合は、水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域

係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書
大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書

（新設）

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域

内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書
 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書
 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書
 発電所の概要を明示した地形図
 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）
 新技術の内容を十分に説明した書類

内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書
 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書
 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書
 発電所の概要を明示した地形図
 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）
 新技術の内容を十分に説明した書類

別表第三 (第十条、第十三条、第十四条関係)	
工事の種類	事前届出を要するもの
一・二 (略)	(略)
三 大気汚染防止法第二十三条第三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事	大気汚染防止法第二十三条第三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であつて、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの
四〇八 (略)	(略)

別表第四 (第十四条関係)			
電気工作物の種類		記載すべき事項	添付書類 (届出に係る工事の内容に関するものに限る。)
一 環境関連 (一)・(二) (略)	(略)	設備別記載事項 (届出に係る工事の内容に関するものに限る。)	(略)
(三) 水銀排出施設	1 水銀排出施設の種類、容量及び個数	(略)	水銀等に関する説明書
(四)〇八 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第三 (第十条、第十三条、第十四条関係)	
工事の種類	事前届出を要するもの
一・二 (略)	(略)
(新設)	(新設)
三〇七 (略)	(略)

別表第四 (第十四条関係)			
電気工作物の種類		記載すべき事項	添付書類 (届出に係る工事の内容に関するものに限る。)
一 環境関連 (一)・(二) (略)	(略)	設備別記載事項 (届出に係る工事の内容に関するものに限る。)	(略)
(新設)	(新設)	(略)	(新設)
(三)〇七 (略)	(略)	(略)	(略)

○原子力発電工物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）【第三条関連】（傍線部分は改正部分）

改正

現行

<p>（公害防止等に関する届出） 第四条 原子力発電工物物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届出なければならぬ。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。</p>	<p>（公害防止等に関する届出） 第四条 原子力発電工物物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届出なければならぬ。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="794 215 837 555">届出を要する場合 一・二二（略）</td> <td data-bbox="794 555 837 878">届出期限 （略）</td> <td data-bbox="794 878 837 1106">届出事項 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="193 215 794 1106"> 二の二 大気汚染防止法第十二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する原子力発電工物物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工物物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の </td> </tr> </table>	届出を要する場合 一・二二（略）	届出期限 （略）	届出事項 （略）	二の二 大気汚染防止法第十二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する原子力発電工物物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工物物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="794 1106 837 1473">届出を要する場合 一・二二（略） （新設）</td> <td data-bbox="794 1473 837 1796">届出期限 （略）</td> <td data-bbox="794 1796 837 2024">届出事項 （略）</td> </tr> </table>	届出を要する場合 一・二二（略） （新設）	届出期限 （略）	届出事項 （略）
届出を要する場合 一・二二（略）	届出期限 （略）	届出事項 （略）								
二の二 大気汚染防止法第十二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する原子力発電工物物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工物物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の										
届出を要する場合 一・二二（略） （新設）	届出期限 （略）	届出事項 （略）								

方法を変更する場合	三〇七 (略)	八・九 (略)	九の二 現に設置している原子力発電工作物が水銀排出施設になつた場合	十〇十四 (略)	三十日以内(第八号に掲げる場合)については原子力発電工作物がばい煙発生施設となつた日から、第九号の二に掲げる場合にあつては原子力発電工作物が水銀排出施設となつた日から、第十号に掲げる場合にあつては原子力発電工作物がダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十三号に掲げる場合にあつては原子力発電工作物が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十四号に掲げる場合にあつては原子力発電工作物が有害物質使用特定施設(第十	(略)	水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法
三〇七 (略)	八・九 (略)	(新設)		十〇十四 (略)	三十日以内(第八号に掲げる場合)については原子力発電工作物がばい煙発生施設となつた日から、第十号に掲げる場合にあつては原子力発電工作物がダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十三号に掲げる場合にあつては原子力発電工作物が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十四号に掲げる場合にあつては原子力発電工作物が有害物質使用特定施設(第十三号に掲げる場合を除く。又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内)	(略)	(新設)

十九 第一号、第二号	<p>十五、十七 (略)</p> <p>十八 第一号、第二号 若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合</p>	
		<p>三号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内</p>
(略)		(略)
十九 第一号若しくは	<p>十五、十七 (略)</p> <p>十八 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合</p>	
		(略)
(略)		(略)

二十〇二十六 (略)	若しくは第二号の二の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の原子力発電工作物を廃止した場合（当該施設の属する原子力発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）
(略)	
(略)	
二十〇二十六 (略)	第二号の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の原子力発電工作物を廃止した場合（当該施設の属する原子力発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）
(略)	
(略)	

附 則

この命令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。